Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL http://www.asb.or.jp/



国際会計基準審議会 御中

2009年3月19日

公開草案(ED10)「連結財務諸表」に対するコメント

我々は、連結財務諸表プロジェクトにおける国際会計基準審議会(IASB)の努力に敬意を表するとともに、公開草案(ED10)「連結財務諸表」に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会(ASBJ)内に設けられた特別目的会社専門委員会のものである。当専門委員会では、コンバージェンス・プロジェクトの一環として、本公開草案へのコメント対応をはじめ、我が国において、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する会計基準の見直しの検討を行っている。

要旨

- (1) 我々は、提案された支配の定義は、すべての企業に対する連結にとっての適切な基礎になると考える。ただし、その具体的な適用について、ドラフト IFRS では、パワーとリターンという支配の要素の適用をどのように考慮するかが不明確な場合があるため、適用上の困難性はあり得る。したがって、いくつかの点においてドラフト IFRS を改善する必要があるものと考える(本レターの第1項及び第2項参照)。
- (2) 特に、通常の企業(組成された企業以外の企業)においては、議決権を基礎にして、報告企業がその企業の活動を左右するパワーがあるかどうか判断することが明確になるように、議決権が過半に満たない場合の取扱い(ドラフト IFRS 第 27 項、第 29 項及びガイダンス(ドラフト IFRS 第 B9 項から第 B16 項))について、適切な修正を行うべきと考える(本レターの第 3 項から第 7 項参照)。
- (3) また、組成された企業は、議決権を通じては、その活動が左右されない企業と定義することを提案する(本レターの第13項から第15項参照)。さらに、組成された企業の支配の評価に関する定めとガイダンスは、支配の定義を整合的に適用するためには必ずしも十分ではないと考えるため、これらを再度、整備したうえで、具体的な事例を想定した設例を多く加えることが、適用にあたっての理解に役立つと考える(本レターの第16項から第18項参照)。

各質問に対するコメント

ドラフト IFRS に提示されている質問に対する我々のコメントは下記の通りである。これらのコメントが、当プロジェクトにおける今後の審議に役立つことを期待する。

1. 支配

質問1

提案されている支配の定義は、IAS 第 27 号の範囲だけではなく SIC 第 12 号の範囲にある あらゆる企業に適用できると思いますか? もしそうでないのであれば、適用上の困難性は 何ですか?

質問2

ドラフト IFRS で示された支配の原則は、連結にとっての適切な基礎となりますか?

- 1. 我々は、提案された支配の定義は、パワーとリターンの両方の要素を含み、統治機関が必ずしも必要とされていない企業に対しても適用できるため、すべての企業に対する連結にとっての適切な基礎になると考える。
- 2. ただし、その具体的な適用について、ドラフト IFRS では、パワーとリターンという支配の要素の適用をどのように考慮するかが不明確な場合があるため、適用上の困難性はあり得る。具体的なコメントについては、以下を参照のこと。
 - (1) 通常の企業(組成された企業以外の企業)のうち、議決権が過半に満たない場合のコメント: 本レターの第3項から第7項(Q3に関連して)
 - (2) 通常の企業(組成された企業以外の企業)のうち、議決権の過半数を有する場合のコメント: 本レターの第10項(04に関連して)
 - (3) 組成された企業に関するコメント: 本レターの第16項から第18項(Q7に関連して)

2. 支配の評価

議決権が過半に満たない場合のパワー

質問 3

支配の評価に関する定めとガイダンスは、支配の定義の整合的な適用を可能とするのに 十分ですか?もしそうでなければ、何故ですか?どのような追加的なガイダンスを必要と しますか、又は、どのようなガイダンスを削除すべきでしょうか?

- 3. 議決権が過半に満たない場合のパワーに関するドラフト IFRS のガイダンス (第 26 項 から第 29 項、第 B9 項から第 B16 項) は、支配の定義を整合的に適用するためには必ず しも十分ではないと考える。
- 4. まず、実行可能性を高めるために、ドラフト IFRS 第 27 項(a)を、"他の企業の議決権の高い比率を所有しており、他の者よりも議決権を有している場合"とし、また、他の企業の議決権の高い比率を所有していない場合でも、"報告企業のために議決権を行使することに同意している者や報告企業のために行動する者と合わせて過半数を有する場合"を加えることを提案する(本レターの第 5 項参照)。次に、ドラフト IFRS 第 27 項(b)を "保有する議決権及びその他の関与の組合せによって"とし、その企業の戦略的な営

業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分であることが実践的に適用できるように、そのガイダンスを整備することを提案する(本レターの第 6 項及び第 7 項並びに付録 1 参照)。

- 5. ドラフト IFRS 第 27 項では、次の 2 つを満たす場合に、他の企業の活動を左右するパワーを有しているとしている。
 - (a) 他の者よりも議決権を有していること
 - (b) 保有する議決権によって、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力 をもたらすのに十分であること

この例として、ドラフト IFRS 第 28 項では、報告企業が大株主 (dominant shareholder) で、他のすべての議決権は広く分散し、報告企業よりも優位に行使できるように協調していない場合を挙げている。しかし、実際にはどのくらい他の株主の持つ議決権が行使されるかは明確ではない。特に、これまでの IAS 第 27 号の運用を考慮すれば 1 、実務上、自らが保有する議決権が限りなく過半に近いとき (例えば、49.9%) に限定されるか又は事実上適用されるときはないように運用されることを懸念する。このため、ドラフト IFRS 第 27 項(a) に、"他の企業の議決権の高い比率を所有している 2 " 場合を加えることにより、むしろ実行可能性が高まると考えられる。また、他の企業の議決権の高い比率を所有していない場合でも、(第 B10 項のように)報告企業のために議決権を行使することに同意している者や(第 B12 項のように)報告企業のために行動する者と合わせて過半数を有することを、別なケースとしてドラフト IFRS 第 27 項(a) に明示することによって、実務上の適用が容易になると考えられる(付録 1 参照)。

- 6. さらに、議決権が過半に満たない場合に、ドラフト IFRS 第 27 項(b)に示す、他の企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに"十分"であることが実践的に適用することが可能となるように、ドラフト IFRS 第 B9 項から第 B16 項に示されているガイダンスを整備することが必要であると考える。このうち、第 B10 項(株主間契約により、報告企業のために議決権を行使することに同意している者の取扱い)や、第 B12 項(報告企業のために行動する者の取扱い)に加え、後述する第 B13 項(オプションや転換可能な金融商品を有する場合)や第 B16 項(経済的な依存の場合)は、議決権の過半数を有する場合との関係で他の企業の活動を左右するパワーを有していることを説明しており、適当であると考える。
- 7. 一方、第 B9 項で示されているインディケーターや、第 B14 項及び第 B15 項で示されて

¹ 現行の IAS 第 27 号第 13 項では、議決権が過半に満たない場合でも支配することがあり得るとされていたが、実際の適用は多様であったり困難であったりしたものと理解されている(ドラフト IFRS 第 BC15 項(a)及び第 BC70 項、DP「報告企業」第 150 項)。

² 我が国では、1999 年に開発された連結財務諸表に関する会計基準において、議決権が過半に満たない場合でも支配され子会社となることが定められており、既にその後の 10 年近くの間、議決権が過半数の場合と遜色なく適用されている。その中で、これは、議決権が過半に満たない場合でも支配され子会社となることを実際に適用させている一要素である (付録3参照)。

いる他のアレンジメントは、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる議決権の過半の保有との関係において不明確である。第 B16 項の経済的な依存 (economic dependence) で示されているように、アレンジメントやその結果としてのインディケーターは、議決権と組み合わせることによってパワーをもたらすことはあり得るが、議決権と関係がない場合には必ずしもパワーをもたらさない。したがって、議決権が過半に満たない場合に、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分であるためには、ドラフト IFRS 第 27 項(b)を "保有する議決権及びその他の関与の組合せによって"とし、次の改善を提案する。

- (1) 通常の企業(組成された企業以外の企業)は、議決権を基礎にした評価によって判断することが明確になるように、ドラフト IFRS 第29 項第一文(他のアレンジメントによっても他の企業の活動を左右するパワーを有することができる)を、削除するか又は"議決権と組み合わせて用いる"というという文言を加えて第27項(b)の適用ガイダンスとなるように修正する。
- (2) ドラフト IFRS 第 B9 項から第 B16 項が、ドラフト IFRS 第 27 項(b)における "その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分である"かどうかを判断することのガイダンスとなるように、ドラフト IFRS 第 29 項第二文 (ドラフト IFRS 第 B9 項から第 B16 項はそのガイダンスを示している) は独立させる。
- (3) ドラフト IFRS 第 B9 項や第 B14 項及び第 B15 項は、議決権との関係で整理すべきであるため、ドラフト IFRS 第 27 項のガイダンスとなるように修正する。

オプションや転換可能な金融商品の取扱い

質問4

企業の支配を評価する際のオプションや転換可能な金融商品に関するボードの提案に同意しますか?もしそうでなければ、どんな状況において、オプションや転換可能な金融商品が企業の活動を左右するパワーをオプション保有者に与えると思うか説明して下さい。

- 8. 企業の支配を評価する際のオプションや転換可能な金融商品に関するボードの提案に同意する。これは、ドラフト IFRS 第 B13 項に示されているガイダンスは、議決権と組み合わせることによって、IAS 第 27 号での定め及びガイダンスと異なり、議決権の過半を有しない企業が他の企業の活動を左右するパワーをもたらすことがあり得るとするドラフト IFRS 第 27 項の適用として適切であると考えることによる。
- 9. 我々は、この質問に関連する反対意見(ドラフト IFRS 第 AV4 項から第 AV8 項にある、 オプションを行使すれば議決権の過半数を有する場合には、オプション保有者が支配し ていることになると考える意見)があることを承知している。この反対意見は、ドラフト IFRS 第 8 項後半に従い、議決権の過半数を有する場合に行使しないことが明らかであっても支配していることに基づくものである(第 BC48 項(a)及び第 AV3 項)。

- 10. 我々は、議決権の過半数を有する場合でも、行使しないことが明らかなときは、ドラフト IFRS 第 25 項の適用対象とし、その旨の開示を第 B32 項に加えるべきであると考える。このような対応によって、反対意見に対処できるものと考える。
- 11. さらに、他の企業の活動を左右するパワーを有している手段として、わざわざ「議決権を得るオプションや転換商品を有することによって」を示すこと(第8項)は不要であると考える。これは、ドラフト IFRS 第B13項で示されているように、オプションの保有を議決権との関係で整理していることからすると、オプションの保有を単独で示すことはむしろ誤解を招くことによる。

二重の役割 (Dual role)

質問 5

ある当事者が、直接的に及び代理人として他の当事者のための両方を通じて、議決権を 有する状況について、ボードの提案に同意しますか?もしそうでなければ、提案が不適切 な連結の結果につながる状況について説明してください。

12. ドラフト IFRS 第 B11 項に示されている二重の役割 (Dual role) のガイダンスに同意する。これは、第 BC91 項から第 BC95 項で検討されたように、二重の役割として行動している企業は、どちらの立場で行動しているか不明な場合があるが、第 B11 項はその取扱いを一律に定めるのではなく、他の企業の活動を左右するパワーを有しているものの、そのパワーを代理人として他の者のために使用していることを自らが明示できる場合には、パワーを有していないものとして取扱うものであり、適当であると考えることによる。

組成された企業(Structured entities)

質問6

ドラフト IFRS 第 30 項における組成された企業の定義に同意しますか?もしそうでなければ、あなたはどのようにそのような企業を説明しますか、又はどのように定義しますか?

13. 我々は、IAS27 や SIC12 と異なり、一貫した支配規準を用いるドラフト IFRS の考え方を支持しており、組成された企業という用語を用いるのは、通常の企業(組成された企業以外の企業)と区別して開示の取扱いを定めることや、その支配を判断するための追加的なガイダンスを示すことによる(第 BC98 項)ものと理解しており、組成された企業に該当するかどうかによって支配の判断に影響を与えないことを意図している(第 BC109)と理解している³。

^{3 1999} 年に開発された我が国の連結財務諸表に関する会計基準では、既に通常の企業か SPE かどうかに関係なく、一貫した支配規準が適用されている(付録3参照)。ただし、一定の SPE に

- 14. 組成された企業とは、そのような使い方ではあるが、ドラフト IFRS 第 23 項から第 29 項に示されているようには左右されない程度に、その活動が制限されている企業(第 30 項)という定義には同意しない。これは、ドラフト IFRS 第 29 項では、通常の企業(組成された企業以外の企業)の場合でも、報告企業は他の企業の活動を左右するパワーを、アレンジメントによって有する場合があるとしているため、その場合は、組成された企業ではないのかどうかが明確ではないことによる(付録 1 [図 1]参照)。したがって、我々は、ドラフト IFRS 第 BC140 項の記述とは異なり、第 30 項における組成された企業の定義は頑強ではないと考える。
- 15. 頑強な定義にするために、組成された企業は、議決権を通じては、その活動が左右されない企業 (an entity whose activities could not be directed through voting rights) と定義することを提案する⁴。これは、組成された企業を、支配が議決権の評価によって又は統治機関の支配というような典型的な方法で評価できないものとして定義すべきとした(第 BC106 項)という IASB の結論と合致することによる。また、組成された企業は、通常、典型的な統治機関がなく(第 BC98 項)、また、単一の簡単な支配テストがないため(第 BC116 項)、その支配を判断するための追加的なガイダンスを示すというドラフト IFRS の目的とも整合することによる(付録 2[図 2]参照)。さらに、その特徴として、目的が限定的に定められ、その活動が制限的であったり、その活動を左右するパワーが事前に決定されていたりすることなどを挙げておくことも、組成された企業を把握することに役立つものと思われる。

質問7

ドラフト IFRS 第 30 項から第 38 項における組成された企業の支配の評価に関する定めとガイダンスは、支配の定義の整合的な適用を可能とするのに十分ですか?もしそうでなければ、それはなぜですか?いかなる追加ガイダンスが必要ですか?

- 16. 組成された企業の支配の評価に関する定めとガイダンスは、支配の定義を整合的に適用するためには必ずしも十分ではないと考える。
- 17. これは、次のような点で、不整合や不明確さがみられることによる。
- (1) 議決権が過半に満たない場合のパワーに関するドラフト IFRS のガイダンス (第 26 項から第 29 項、第 B9 項から第 B16 項)が、支配の規準を整合的に適用するためには必ずしも十分ではない(本レターの第 3 項から第 7 項参照)。組成された企業に該当するかどうかによって支配の判断に影響を与えるべきでなければ、ドラフト IFRS 第 34 項にお

ついては、支配していないという反証可能な推定が置かれており、この点を含めた見直しが現在、 行われている。

⁴ これに関連し、ドラフト IFRS では、「組成された企業ではない企業」に相当するものとして「議決権を通じてその活動が左右される企業」(第 B32 項(a)(b)) というような表現を用いている。なお、米国 FIN46(R)改正案では、voting interest entity という表現を用いている場合がある。

ける組成された企業のパワーの評価に関するガイダンスは、議決権が過半に満たない場合のパワーに関する改善されたガイダンスと整合させるべきである。 (付録 2[図 2]参照)

(2) ドラフト IFRS 第 21 項では、(a) 議決権又は他のアレンジメントを有することによる 企業と(b) 組成された企業とにわけて、パワーを評価することが示されている。しか し、(b) 組成された企業で参照している第 31 項から第 38 項では、パワーのみならず、 リターンも含めた支配の評価に関する定めとガイダンスが示されており、体系化されて いない。

(ドラフト IFRS 第 21 項については、本レターの第 14 項及び第 15 項並びに付録 2 における我々の提案に基づけば、次のように修正される:報告企業は、(a)議決権を通じて、その企業の、又は(b)組成された企業の、活動を左右するパワーを有しているかどうかを判断しなければならない。)

- (3) ドラフト IFRS 第 22 項では、第 21 項 (a) と (b) とを区別せず、「他の企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる場合には、他の企業の活動を左右するパワーを有している」としている 5 。しかし、これは、「他の企業の戦略的な営業及び財務の方針を左右できるパワーを有している」ことが「他の企業の活動を左右するパワー」の一手段にすぎないという理解(イントロダクション第 12 項、ドラフト IFRS 第 BC44 項から第 BC46 項)と異なる 6 。(付録 2 [図 2]参照)
- (4) ドラフト IFRS 第 31 項の前半では、組成された企業の支配を評価する場合、企業の活動からのリターンがいかに割り当てられているか、リターンに影響を与える活動についていかに決定されているかを特定する必要があるとしている。これは、特定の事実や状況の評価(第 BC116 項)に該当すると思われる。しかし、第 31 項の後半では、関連するすべての事実や状況の評価を考察しなければならないとしており、この関係が不明確である。
- (5) ドラフト IFRS では、SIC 第 12 号で混乱していた SPE の 2 つの概念 (活動の制限性と 事前決定性)を区別している (第 BC102 項)としているが、組成された企業の活動とそ の活動を左右するパワーに関連したガイダンス (ドラフト IFRS 第 34 項から第 36 項) では、むしろ 2 つの概念を中途半端に混在させており、かえって理解を困難にしている。
- 18. 前項での指摘も踏まえて、組成された企業の支配の評価に関する定めとガイダンスを整備する必要がある。そのうえで、具体的な事例を想定した設例を多く加えることが、 適用にあたっての理解に役立つと考える。

⁵ これは、組成された企業においても、特定の行為を事前に決定している方針は戦略的なものであり、このように性格づけることは SIC 第 12 号とより整合的であるためとされている (第 BC105 項)

⁶ 同様の指摘は、「戦略的な営業及び財務の方針を決定することと活動を左右することとは同じことではない。ここでは、それらを同義のように用いている。」(第 AV7 項) という反対意見にも見られる。

質問8

連結財務諸表に関する IFRS には、リスクと経済価値の補完テストを含むべきですか? もしそうだとすれば、どんなレベルのリターンの変動性がテストの基礎となりますか、また、それはなぜですか? どのようにリターンの変動性を計算するか、なぜ連結が支配のベースにあるという原則に例外を持つことが適切であるかを述べてください。

- 19. 連結財務諸表に関する IFRS には、組成された企業の場合であっても、リスクと経済価値の補完テストを含むべきではないと考える。その理由は、次のとおりである。
 - (1) 定量的なテストを示さない方が、より原則的な方法 (principles-based approach) になること
 - (2) 定量的なテストを示さない方が、実務上、継続的な評価を行いやすいこと
 - (3) 定量的なテストは明確に区別しやすいため、会計基準において、仮にその適用は稀であると述べても、実務的には依存する懸念があること。
- 20. なお、ドラフト IFRS におけるリターンの評価については、次のように理解しており、 妥当なものと考える。
 - (1) リターンの評価の位置づけ

受託者や代理人を除くために、支配は、企業が自らの便益又はリターンのためにパワーを用いることを求めており、パワーと同義ではない(ドラフト IFRS 第 BC52 項及び第 BC55 項)。他の企業の活動を左右するパワーは、一般的に他の企業からのリターン変動性のエクスポージャーと関連するが(ドラフト IFRS 第 13 項)、パワーの変化がなくリターンが変動した場合は支配を獲得または喪失しない(ドラフト IFRS 第 16 項)。したがって、リターンの評価は、副次的な位置づけにあると考えられる。

(2) リターンを評価する規準

ドラフト IFRS 第 11 項、第 13 項や第 33 項の記述から、他の企業への関与から生じるリターンの評価は、その「量」ではなく、その「変動性」のエクスポージャー (exposure to the variability of returns) を勘案する。

(3) リターンの評価における規準の適用

ドラフト IFRS 第 13 項では、一般に、他の企業の活動を左右するパワーは、他の企業への関与から生じるリターンの変動性のエクスポージャー (exposure to the variability of returns) と関連しているとして、次のガイダンスを示している。

- ・リターンの変動性のエクスポージャー (exposure to the variability of returns) が大きいほど、他の企業の活動を左右するパワーも大きいことが多い (第 33 項)。
- ・組成された企業に対する潜在的に重要なリターンの変動性に晒されており、そのエクスポージャーが他の誰よりも大きい場合には、組成された企業の活動を左右するパワーを有していることが多い(第33項)。

- ・組成された企業に対する潜在的に重要なリターンを受け取るが、支配していない場合は、その評価の基礎や重要な仮定及び判断を注記する(第B32項(c)、第BC127項(c))。
- ・他の企業の活動を左右するパワーを有しない場合には、他の企業からのリターンに影響を与えることはできないため、組成された企業に関連するリスクに晒されていても、支配していない。このような場合は、連結するのではなく、当該リスクを会計処理し注記することが適当である(第 BC121 項)。

3. 開示

質問9

第 23 項で提案された開示の定めは、意思決定に有用な情報を提供しますか? ドラフト IFRS から削除すべき、又は付け加えるべきと考える開示の定めがあれば特定してください。

- 21. ドラフト IFRS で提案されたオフバランスシート活動についての情報を開示する定めの うち、支配の基礎として開示する場合として掲げている第 B32 項(a)及び(b)は適切では ないと考える。
 - (a) 議決権が過半に満たない場合であっても、議決権を通じてその活動が左右される企業 を支配していると企業が判断したとき (第 B32 項(a))。

この場合に開示を求めることは、支配を獲得する他の場合よりも弱いような誤解を もたらす虞があるため、「事実上の支配 (de facto control)」という用語を用いない とする IASB の考え方 (第 BC70 項) と矛盾している。

- (b) 大株主 (dominant shareholder) であっても、議決権を通じて活動を指示できる企業を支配していないとき (第 B32 項(b))。
 - これは、「大株主 (dominant shareholder)」がどの程度か不明である上に、ドラフト IFRS 第27項を満たしていない場合には支配していないことになるに過ぎないため、注記させる意義は乏しいと考えられる。
- 22. 一方、第 B32 項の支配の基礎として開示する場合としては、議決権の過半数を有していても、行使しないことが明らかなときはドラフト IFRS 第 25 項の適用対象とした上で、その場合の判断の基礎等の開示を第 B32 項に加えるべきであると考える(本レター第 10 項参照)。
- 23. ドラフト IFRS 第 B41 項及び第 B42 項において、非連結の組成された企業を設立した又はスポンサーとなった報告企業は、その関与について開示することとしている。スポンサーについて定義していないのは、組成行為 (structuring) を避けるためであるとしても、設立 (set up) を別にしている意味が不明であり、US 基準での考え方とも相違していると考える。また、第 B41 項は、関与がない設立した又はスポンサーとなった報告企業についても開示が必要であるようにも読める。もしそうであれば、それは過剰な開示であり、報告企業にリターンの変動性をもたらす組成された企業への関与に限定して開

示するという IASB での決定(第 BC137 項)とも異なるため、ガイダンスを修正すべきである。

質問 10

報告企業は、開示の定めを満たす利用可能な情報を保有しているか、又は保有すべきと 考えますか?報告企業が従うのは難しいと考えられる定めや、著しいコストを報告企業に 課しそうと考えられる定めがあれば特定してください。

24. ドラフト IFRS 第 B46 項では、報告企業が晒されているリスクの評価に関連するその他の情報を開示しなければならないとして、多くの例示を掲げている。ドラフト IFRS 第 BC143 項では、報告企業が開示しなければならないそのような例示は、報告企業が晒されているリスクの評価に関連する場合だけとしているものの、どのようにリスクの評価に関連するかどうか判断することになるのか不明確なため、第 BC139 項で示されている懸念は払拭されていないと考える。したがって、この開示例は、さらに整理すべきである。

4. その他

風評リスク

質問 11

- (a) 風評リスクは、連結にとって適切な基礎であると思いますか? そうだとすれば、どのように支配の定義を満たすか、そして、そのような連結の基礎が、実際にどのように機能し得るか説明してください。
- (b) 第 B47 項において提案された開示は十分であると思いますか? そうでなければ、それら はどのように拡充されるべきですか?
- 25. 風評リスクは、連結にとって適切な基礎ではないとするドラフト IFRS での考え方(第 BC37 項及び第 BC38 項) に同意する。
- 26. また、事前の段階で契約や推定的な義務がない支援の可能性を注記することは実行性 に問題があるとするドラフト IFRS での考え方 (第 B144 項及び第 BC145 項) に同意する。 このため、契約がないにもかかわらず実際に非連結の組成された企業に対して支援がな された場合にのみ、その内容と理由を開示させるドラフト IFRS 第 B47 項は、適切である と考える。

関連会社の会計処理及び持分法

質問 12

IAS 第 28 号に関連して生じた問題点に言及する別のプロジェクトの一部として提案する 観点から、重要な影響の定義や持分法の使用について、ボードは検討を行うべきと考えま

- 27. 現段階において、持分法の適用について検討を行うべきとは考えない。
- 28. まず、ドラフト IFRS において「グループは、親会社とすべての子会社である」とされているために、グループの一部ではない関連会社への投資について、利益の消去のような連結の手法を採る持分法が明確ではないこと(イントロダクション第 27 項)が問題であれば、関連会社やジョイント・ベンチャーをグループに含めるように修正すれば足りると考える。単に文言上の不明確さによって、現実的な弊害が生じていない持分法の使用を再考する必要はない。
- 29. また、ドラフト IFRS における提案は、単なる議決権モデルを超えていることや、支配していない企業への関与のため生じているリスクを評価できるように開示を拡張している(イントロダクション第30項)ことから、IAS第28号の定めとの間で重なっている部分やコンフリクトのある可能性を指摘している(イントロダクション第31項)。しかし、それは次のように、組成された企業に限定されるため、組成された企業以外の企業は、従来どおり、議決権を通じた重要な影響で考えることができ、ドラフト IFRS との間で、重なりもコンフリクトも生じないと考える。
 - (1) 組成された企業は、他の企業の議決権を通じては、その活動が左右されない企業とすべきであり(本レター第 15 項参照)、組成された企業以外の企業は、議決権を通じてその活動が左右される企業とすべきと考える(本レター脚注 4 項及び付録 2[図 2]参照)。
 - (2) 支配していない企業に関する開示の拡張は、主として組成された企業であり(第 BC98 項)、組成された企業以外の開示については、あまり拡張されていない。
- 30. 組成された企業についても、提案されている支配の定義にならって、重要な影響の定義を、「支配や共同支配にはあたらないが、ある企業が自らへのリターンを生み出すために、他の企業の活動に参画するパワーを有していること」とすることが考えられる。この結果、それは、受動的な投資家(passive investor)の関与を超えて、関わっている状況を表すために必要なものと位置づけることができると考える。
- 31. 支配していない他の企業に対する戦略的な投資の中には、子会社への投資と類似した性格を持つものもある。これは、報告企業が積極的な投資家として、投資先との関係により自らの価値を高めることも含め、投資先で稼得されたリターンを得ることを目的とすることによる。この場合には、子会社への投資と類似した投資の性質であるため、単なる配当の受領(原価法)や時価の変動(時価法)の反映ではなく、投資先の利益を持分割合だけ反映することが適当である。このような理解に基づき、例えば、IAS 第 28 号では、投資の性質が変化するため、支配の喪失と経済的に類似した事象として、重要な影響の喪失を扱っている。したがって、持分法の使用を削除することを念頭においた検討を行うべきではない。

* * * * * *

我々のコメントが当プロジェクトにおける今後の審議に貢献することを期待する。

新井 武広 特別目的会社専門委員会 専門委員長 企業会計基準委員会 常勤委員

付録1

現行のドラフト IFRS 第 27 項

議決権が過半に満たない報告企業は、次の 2 つを満たす場合に、他の企業の活動を左右 するパワーを有している。

- (a) 他の者よりも議決権を有していること
- (b) 保有する議決権によって、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力 をもたらすのに十分であること



提案するドラフト IFRS 第 27 項

議決権が過半に満たない報告企業は、次の 2 つを満たす場合に、他の企業の活動を左右 するパワーを有している。

- (a) 他の企業の議決権の高い比率を所有しており、他の者よりも議決権を有していること、 又は、報告企業のために議決権を行使することに同意している者や報告企業のために行 動する者と合わせて過半数を有すること
- (b) 保有する議決権<u>及びその他の関与の組合せ</u>によって、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分であること

付録 2

[図1] ドラフト IFRS に関する我々の理解のイメージ

組成された企業以外の企業 第 21 項(a) (パワーの判断):第 23 項から第 29 項 議決権を有することによって 他のアレンジメ (議決権の過半 (議決権が過半に ントを有するこ を有する場合) 満たない場合) とによって:

第23項から第25項

第26項から第29項 第B9項から第B16項

組成された企業

左記 (第23項から第29項) に示されているようには左右されない程度に、その活動が制限されている企業 (第30項):

第 21 項(b) (パワーの判断): 第 31 項から第 38 項

他の企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる場合には、他の企業の活動を左右するパワーを有している(第22項)。



[図2] ドラフト IFRS に対する我々の提案のイメージ

組成された企業以外の企業

議決権によって、その活動が左右される企業

議決権の過半を有:議決権が過半に満

する場合 : たない場合

組成された企業

議決権によっては、その活動が左右されない企業

パワーの判断:

保有する議決権に 保有する議決権及びその他 よって の関与の組合せによって

組成された企業以外の企業においては、議決権を基礎にして、その企業の活動を左右するパワーがあるかどうか判断される。

⇒保有する議決権及びその他の関与の組合せ によって、戦略的な営業及び財務の方針を 決定できるかどうか判断される。 組成された企業においては、議決権を基礎にして、 その企業の活動を左右するパワーがあるかどうか 判断できない。

⇒保有する議決権以外の関与によって、当該企業 の活動を左右するパワーを有しているかどうか 判断される。

支配:(自らのためにリターンを生み出すように)他の企業の活動を左右するパワーを有している

付録 3

我が国の連結財務諸表に関する会計基準における関連する定め

「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。

- (1) 他の企業(更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配 従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。)の議 決権の過半数を自己の計算において所有している企業
- (2) 他の企業の議決権の高い比率を所有している企業⁷であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業
- ① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること
- ② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- ③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ④ 他の企業の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
- ⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- (3) 自己の計算において所有している議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。) と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の 意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議 決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議 決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

⁷ これは、他の企業の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している企業として取り扱われている。